

前橋第六中ソフトテニスクラブ会則

第1条 (名称)

本ソフトテニス部の名称は「前橋第六中ソフトテニスクラブ」(以下、本クラブという)と称する。

第2条 (目的)

本クラブは、中学校部活動地域移行に伴う、中学生の活動時間の有効活用を目的として設立する。

本クラブの存在により、子供たちが未来への夢を描けるような活動環境を整備する。

前橋第六中ソフトテニス部の活動を主な活動とし、学校と地域指導者、保護者会、相談役が連携を取りながら、ソフトテニスを通じて子供たちの健全育成を目指す。

中学校の義務教育期間を地元地域で活動することで、自分の住む地元地域への地域愛を育む。

中学校からソフトテニスを始めたいと希望する中学生も積極的に受け入れ、参加できる環境を準備する。

第3条 (構成)

本クラブは、①中学生部員、②学校(顧問)、③地域指導者、④保護者会、⑤相談役によって構成する。

第4条 (地域指導者)

地域指導者の任免は、保護者会、学校(顧問)、相談役によって承認を受けなければならない。

公平な指導観点から、保護者は指導者不可とする。

第5条 (指導者サポーター)

指導者サポーターは、指導者の補助、指導者不在時のサポート等を行い、地域指導者の指導方針に沿って指導を行う。

指導者サポーターの任免は、地域指導者、保護者会、学校(顧問)、相談役によって承認を受ける。

第6条 (中学生部員)

中学生部員の対象は、第六中ソフトテニス部、第六中部活動の中学生、前橋市内の近隣中学校生徒とする。

但し、他であっても本クラブの活動趣旨を理解し、学校(双方)、保護者会、地域指導者、相談役が協議した上で、了承すれば入部可とする。

第7条 (保護者会)

保護者会は、中学部員の保護者で構成し、会長(代表責任者)1名、副会長(会計を兼任)1名で構成する。部活動が存在するまでは、部活動の部長及びキャプテンの保護者が会長または副会長になることが望ましい。

また、その任期は1年とし、その任免は本クラブ総会の了承を必要とする。

第8条 (相談役)

相談役は、本クラブ設立に協力いただいた地域関係者とし、今後の状況の変化に伴い、必要な指導助言を行う。また、本クラブの運営上、会則の追加や諸問題の解決に向けて共に取り組む。

第9条（入部）

本クラブに入部を希望する中学生とその保護者は、本クラブの趣旨を理解した上で、入部申込書（様式1）を保護者会に提出する。

他の中学の入部希望者は、所属中学校顧問に許可を得た上で入部申込書を保護者会に提出する。

第10条（退部勧告）

中学生部員及び保護者は、本クラブの活動趣旨に反する行動や言動等があった場合、保護者会、学校（顧問）、地域指導者、相談役の判断により、退部させられることがある。

第11条（活動日及び活動内容）

活動日については、原則として市教委が部活動を休止する第2週の土日等とするが、今後の地域移行の過程で別日に練習することがある。

活動日に練習試合、交流試合などを行うこともある。

本クラブでの活動内容について、中学生部員及びその保護者は、学校（顧問）、地域指導者、代表責任者に一任する。

地域指導者等の事情により、活動を休止することがある。

活動については、強制でなく、学業や体調、家庭の事情など各々事情で休むことができる。

第12条（会費）

中学生部員の年度会費は、1年生及び2年生は3,000円、3年生は2,000円とする。年度途中入部でも年度会費は同じとする。

但し、途中退部の場合は、年度会費の返金はしない

第13条（運営経費）

本クラブの運営経費は、年会費、寄付金、臨時の追加費、その他収入を持って充てる。

第14条（会費の変更）

本クラブの会費の変更及び臨時の追加会費の徴収は、保護者会の承認により行うことができる。

第15条（会計報告）

会費及び運営経費に関して、代表責任者又は代表責任者が指定した者は、適宜、保護者会に会計報告を行うとする。

第16条（保険の加入）

中学生部員及び地域指導者は、安全の確保及びその健康管理のため、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

但し、スポーツ安全保険の加入費用は、会費から支払うものとする。

第17条（会則の変更）

会則の変更にあつては、学校（顧問）、地域指導者、保護者会、相談役が協議の上、変更を認める。

附則

本会則は、令和6年10月12日から施行する。

令和7年4月1日 一部改正